

溶接ヒューム対策を実施しましょう

特定化学物質障害予防規則（特化則）が改正され、溶接ヒュームに含まれるマンガンが特化則の規制対象物質となりました。法改正により必要なヒューム対策をご紹介します。

全体換気装置による換気 (あるいは同等以上のもの)



粉塵の飛散しない方法で清掃



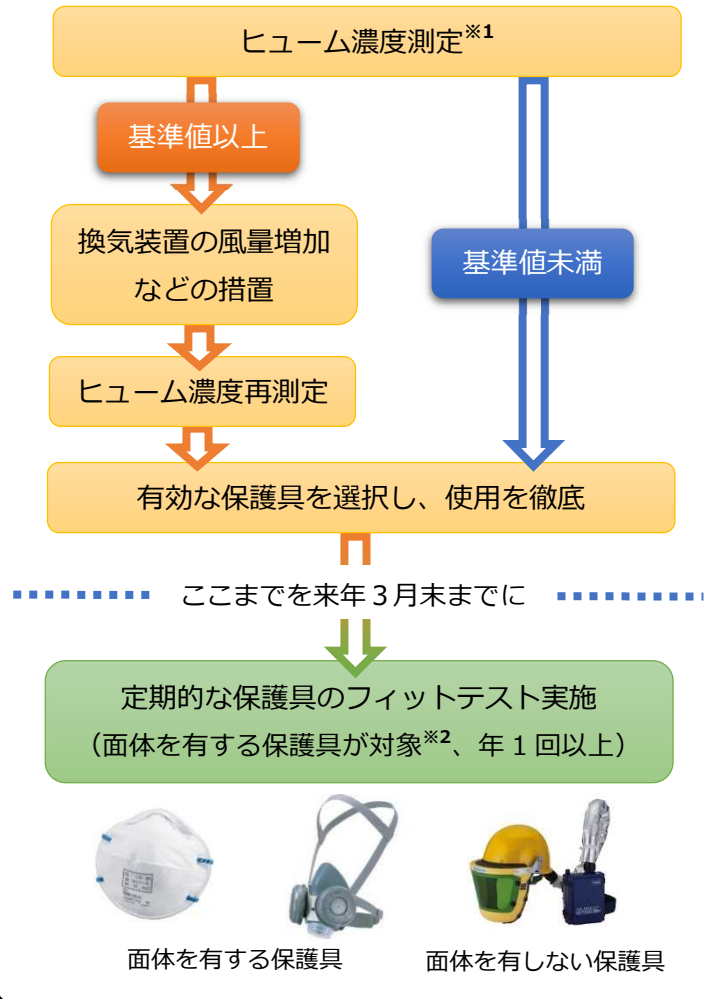
特定化学物質作業主任者の選任

大阪労働基準連合会などが開催している法定講習の受講が必要です。

特定化学物質健康診断の実施

各医療機関へご相談ください。

適正な保護具の使用（選定フロー）



※1:作業環境測定機関をご紹介します。補助金申請対象なのでお早めに！

※2:面体を有しない保護具とはファン付属のフード型/フェイスシールド型のものです。
フィットテストを実施する必要がありません。

その他、細かな規定があります。例えば・・・

作業着専用の洗濯機を作業所内に用意

使用済みウェス等廃棄用の不浸透性容器を設置

など、粉塵を場内で拡散させない、場外へ持ち帰らないための対策が必要です。

特化則対策は中西工業所へお任せください！

お問い合わせはこちらまで

☎ : 072-229-3355

✉ : eigyo@e-nakanishi.co.jp